

事業承継に役立つ種類株式・属人的株式の活用

1. 事業承継における課題：後継者への議決権の集中

非上場会社において自社株を後継者に承継させることは事業承継の中の重要な課題の一つです。厳密には後継者は一定数以上の議決権(株数ではなく)を取得する必要があります。取締役の選解任などの決議は株主総会における総議決権の過半数を要し、事業譲渡・組織再編など重要事項の決議は株主総会における総議決権の 2/3 以上を要します(定足数は省略)。そして、会社法では、普通株式ではない特殊な株式(種類株式・属人的株式)を認めており、事業承継においてこれら株式の活用が期待されています。

2. 事業承継における種類株式・属人的株式の活用

(1) 種類株式(一部)の活用

①議決権制限株式(会社法 108 条 1 項 3 号)

会社は、株主の権利のうち株主総会における議決権について、議決権の行使を一部又は全てを制限した株式を発行することができます。例えば、相続において民法上の遺留分の問題により、後継者以外の相続人が自社株を取得せざるを得ない場合、オーナー経営者が生前に保有する自社株(普通株式)を配当優先無議決権株式に転換し、後継者以外の相続人は配当優先無議決権株式を相続し、後継者は普通株式を相続することにより、後継者への議決権の集中を図ることができます。

②全部取得条項付種類株式(会社法 108 条 1 項 7 号)

自社株が多数の株主に分散している場合に、株を一定の株主に集約する手段として、株主総会決議により会社が株主の所有する全ての株式を取得することができます。但し、この種類株式は 100%減資の手段として設けられたものであり、株の集約の為に活用することについては少数株主保護の観点で問題を残しているという見解もありますので、活用の際には注意が必要です。

③拒否権付株式(黄金株)(会社法 108 条 1 項 8 号)

先代経営者から後継者へ自社株の承継が完了した場合でも、先代経営者が後継者の経営能力に不安を感じる場合には、先代経営者が黄金株を最低 1 株保有していれば、後継者主導の株主総会の決議事項について先代経営者は拒否権を発動することができます。但し、黄金株は議案を否決する能力はあっても、議案を積極的に可決する能力はなく、後継者と対立する場合にはこう着状態になってしまうという問題がありますので、活用の際には注意が必要です。

(2)属人的株式(会社法 109 条 2 項)の活用

株主の権利の中でも基本的な「配当を受ける権利」「株主総会における議決権」などについては、株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定款で定めることができます。例えば、会社の全株式の議決権の過半数を会長が保有している状態で、病気などにより会長の判断能力が失われた場合には株主総会の決議ができなくなってしまい、経営に支障をきたす場合があります。そこで、事前に後継者の保有する株式について、「会長の判断能力が失われた場合には後継者が保有する株式の議決権を 3 倍(後継者の議決権が過半数となるような倍数)にする」というような内容を定款に定めておけば、会長の判断能力が欠如した場合でも会社経営を円滑に遂行することが可能となります。

3. 種類株式・属人的株式の相続税法上の評価

相続税法には種類株式・属人的株式(以下「種類株式等」)の相続税評価について明確に規定する条文が存在せず、また、財産評価基本通達(財基通)には種類株式等のタイプごとに評価方法を詳細に定める規定は存在していませんが、財基通 188-5 の逐条解説において「多種多様な種類株式については、権利内容や転換条件など様々な要因によってその発行価格や時価が決まってくると考えられる」という基本的な考え方が示されています。一方、種類株式等の相続税法上の評価については、国税庁から公表されている情報「種類株式の評価について」や質疑応答事例の中では特定の種類株式の評価について言及されており、実務上はこれらを参考にしながら個別に判断することになります。

4. 種類株式等に係る定款変更のための株主総会の決議要件

種類株式の発行のために定款を変更する際の株主総会の決議要件は重く、特別決議以上となっています。そして、定款変更によりその発行枠が確保されることとなります。既存の普通株式の一部を種類株式に変更する場合は、会社法上に規定はないのですが、登記実務上は株主全員の同意が必要とされています。

属人的株式に係る定款変更の決議は総株主の半数以上の出席かつ総株主の議決権の 3/4 以上の賛成を要する特殊の決議(会社法 309 条 4 項)が必要です。

どちらの場合においても、現状の株主構成次第では、種類株式または属人的株式の活用が困難となる場合があるので、注意が必要です。